



ステップアップ 畜産！



西部農業事務所家畜保健衛生課（西部家畜保健衛生所）
〒370-0074 高崎市下小島町 233
TEL 027-362-2261、FAX 027-362-2260

～記事～

- ★新年度ご挨拶
- ★令和 5 年度の県内野生イノシシにおける豚熱感染状況
- ★豚熱ワクチン接種豚の出荷時のマーキング方法の変更
- ★豚熱ワクチン接種関連情報
- ★日本脳炎の予防対策を実施しましょう！
- ★産業廃棄物管理票交付状況報告書の報告時期です！
- ★ハエの防除は早めをお願いします
- ★家保手数料の中にはインボイスの対象となるものがあります
- ★令和 6 年定期報告書の提出について
- ★令和 6 年度西部家畜保健衛生所の新体制について

～別添資料～

- ★アフリカ豚熱関連情報（すぐに農場の衛生対策を再点検！）
- ★死亡豚の産業廃棄物管理票（マニフェスト）について
- ★インボイス関係（家畜保健衛生所で徴収している手数料のうち消費税の課税対象の手数料(主なもの)）
- ★ニーズの高い良質な堆肥をつくりませんか？

★新年度ご挨拶

西部農業事務所家畜保健衛生課長 山田 真

昨年度に引き続き西部農業事務所家畜保健衛生課長を務めさせていただく山田です。令和 6 年度の定期人事異動により職員 2 名の転出、転入がありましたが、前年度に引き続き 11 名体制で西部地域の家畜衛生並びに畜産振興業務に邁進していく所存であります。

さて、令和 5 年度の国内における特定家畜伝染病の発生状況について、豚熱は県外 4 事例の発生がありましたが、群馬県内では養豚農家、関係者の協力の元、発生事例はありませんでした。一方、高病原性鳥インフルエンザは 9 県 10 事例（約 79.3 万羽）となり、残念ながら昨年引き続き本県でも発生がありました。海外に目を向けますと、韓国での 4 年振りの口蹄疫発生、アフリカ豚熱の発生拡大など、隣国での発生により我が国の畜産業が脅かされている状況にあります。このため各飼養者におかれましては病原体侵入防止のため、農場防疫体制を確認・見直していただき、衛生管理基準の遵守の徹底をお願いいたします。

群馬県では「持続可能な農業の体制強化」のため、有機・循環型農業を推進しております。この取組の中で畜産業においては耕畜連携の推進のため、良質な堆肥を地域内に供給する役割のほか、周囲の環境に配慮した経営を行う必要があります。今後も畜産経営を続けていく中で「持続型農業」はとても大切な課題であり、飼養者、関係者及び農業事務所等が力を合わせ、地域の畜産業を担っていくことが重要です。引き続き皆様のご理解とご協力をお願いし、新年度のあいさつとさせていただきます。

★令和5年度の県内野生イノシシにおける豚熱感染状況

〈R5年度 西部管内野生イノシシ検査状況〉

市町村	高崎	富岡	安中	藤岡	甘楽	下仁田	神流	南牧	上野	合計
検査数	159	22	148	4	0	0	7	2	0	342
陽性数	39	3	13	0	0	0	0	0	0	55

〈R5年度 県内野生イノシシ検査状況〉

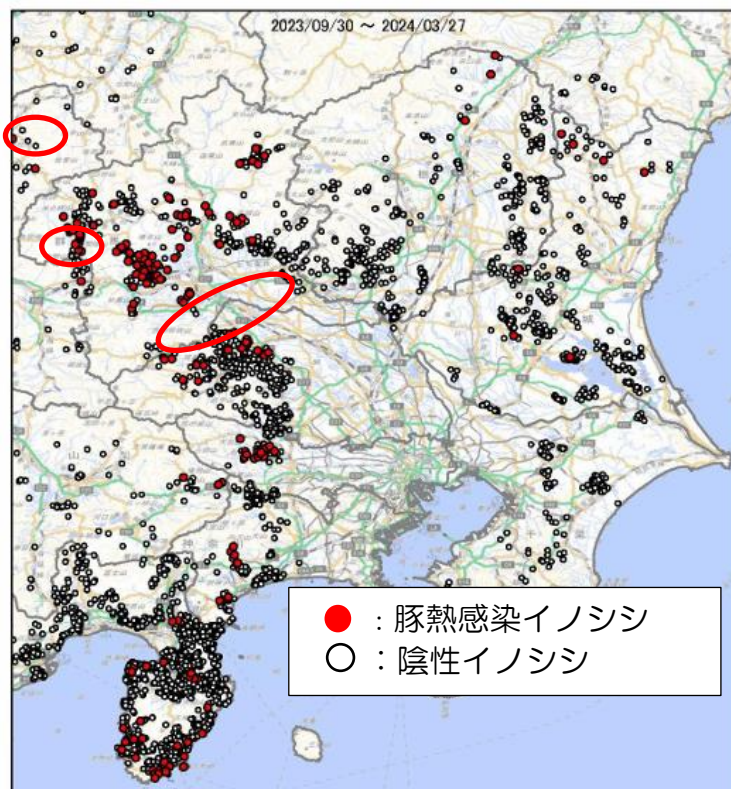
地域	中部	西部	吾妻	利根沼田	東部	合計
検査数	194	342	295	72	260	1163
陽性数	16	55	35	9	7	122

県全体の陽性事例は計 122 頭で、そのうち 120 頭が 10 月以降（繁殖期）での確認でした。また、県内だけでなく、近隣県（長野県、埼玉県等）との県境でも豚熱感染の野生イノシシは確認されており（右図○）、豚熱ウイルスは広域に浸潤し、非常に身近に存在していると考えられます。

県内の陽性率は、令和4年度は3%（検査頭数 961 頭中 32 頭陽性）に対し、5年度は 10%と約 3 倍となっており、感染が拡大していることから、子育てで移動する春先の捕獲いのししの陽性率はまだまだ高い状態が予想されます。

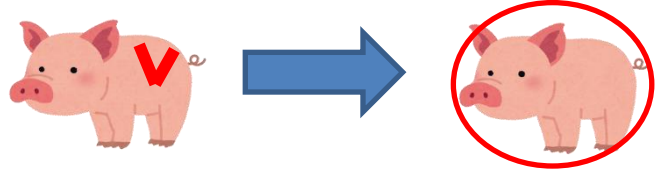
農場周囲からのウイルス侵入防止のため、野生動物侵入対策、人や車による持ち込み防止対策徹底の継続をお願いします。

【関東地方】豚熱感染野生イノシシ発見地点拡大図
（直近6ヵ月：令和6年3月27日時点）
※緯度・経度情報がないものについてはプロットしていません



★豚熱ワクチン接種豚の出荷時のマーキング方法の変更

令和6年3月28日付で豚熱に関する特定家畜防疫指針の一部変更があり、出荷豚におけるV字マーキングはワクチン接種区域外の食肉処理場へ出荷する場合のみ実施することとなりました。そのため、現在北海道以外は接種地域となっていますので、北海道の食肉処理場へ出荷する以外はマーキングを省略することができるようになりました。



★豚熱ワクチン接種関連情報

• 繁殖豚等の豚熱ワクチン接種

繁殖母豚・種雄豚及び続けて6カ月以上飼養する豚については、初回接種から6カ月後に2回目、その後年1回の追加接種を実施しております。そのため、順次、各農場において繁殖豚の一斉接種を実施していきます。また、育成豚(導入・自家産問わず)についても、繁殖前の2回目接種を忘れずをお願いします。

• 飼養衛生管理者による豚熱ワクチン接種制度

令和5年度より開始された「認定農場における飼養衛生管理者による豚熱ワクチン接種制度」は随時申請を受け付けております。飼養衛生管理基準の遵守状況の取り組み姿勢により認定の判断を行いますので、認定を希望する方は、農場の飼養衛生管理について再度確認をお願いします。

飼養衛生管理者登録のための研修会は不定期開催となっていますので、研修会の案内は、認定農場にのみ通知させていただいております。

なお、制度について不明な点がありましたら、お問い合わせ下さい。

手続きのための様式は群馬県HPからダウンロードできますので、ご活用下さい。

群馬県HP(畜産課)「豚熱対策について」のページの「県内における豚熱ワクチン接種について」の項目をご覧ください。

◆ <https://www.pref.gunma.jp/page/187305.html>

◆ 「群馬県 豚熱対策」で検索



• 豚熱抗体検査(免疫付与状況検査)

豚熱ワクチン接種後の抗体付与率の調査や、離乳豚へのワクチン接種適期の推定のため、農場や食肉処理場での採血を随時実施しております。子豚の移行抗体量はワクチン接種適期推定に重要な要素ですので、繁殖母豚群の抗体価をなるべく正確に推定する必要があり、農場での繁殖母豚の採血頭数を増やしております。

なお、ワクチン接種日や生年月日等の記録を必ずお願いします。農場管理者における正確なワクチン接種状況の把握は、豚熱防疫の必須事項となっています。効果のあるワクチン接種を引き続き、よろしくお願いします。

★日本脳炎の予防対策を実施しましょう！

令和 5 年度日本脳炎感染源調査における豚の日本脳炎ウイルス抗体保有状況から、群馬県にもウイルスが浸潤していたことがわかりました（家保だより R5 年度 12 月号参照）。日本脳炎は“蚊が媒介する”疾病で、夏から秋にかけて死流産や異常産を引き起こします。今年もウイルスが県内に浸潤することが考えられますので、次の予防対策をお願いします。

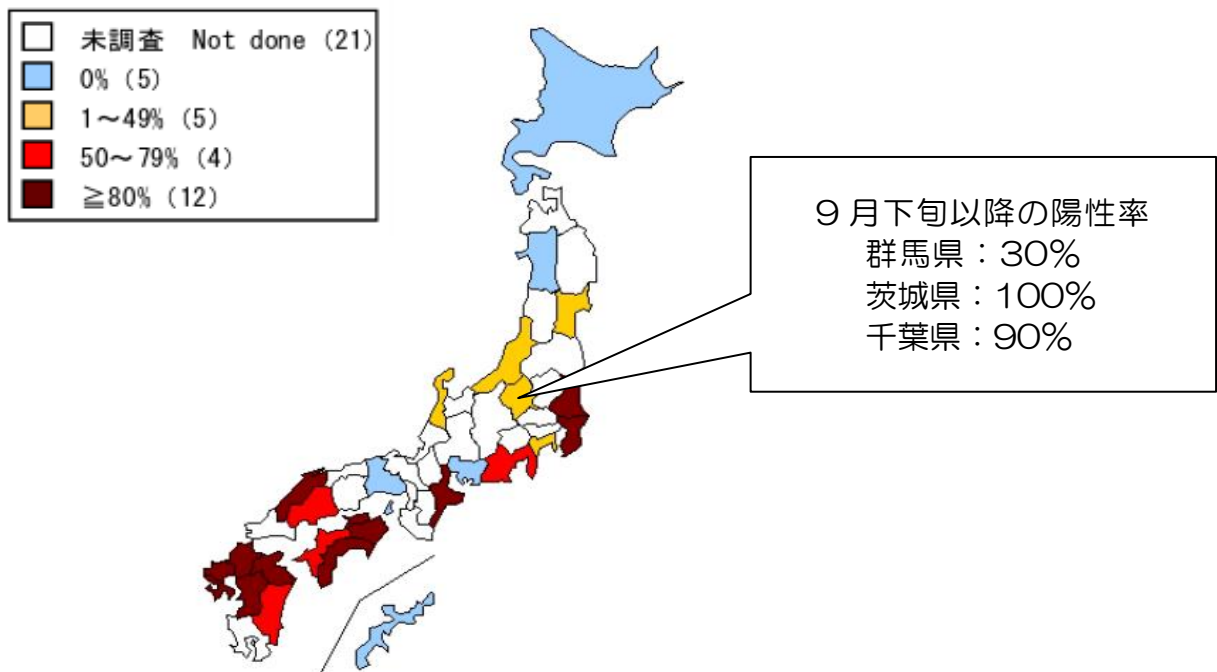
予防対策

- ①蚊の活動期前の 4 月～6 月にかけてワクチン接種を行う。
- ②畜舎周囲に水がたまる場所が無いよう、整理整頓する。
また、畜舎周囲の除草等を行い地面を乾燥させる。



参考：豚の日本脳炎ウイルス感染状況 ※出荷豚の血液にて調査

【調査期間：2023 年 5 月～10 月】



※1 2023年5月～10月における最高抗体保有率(抗体価 \geq 1:10)
The highest positive ratio(HI titer \geq 1:10)during from May to October, 2023

※2 ()内は都道府県数
The number of prefectures in parenthesis

※3 2023年10月25日現在
As of October 25, 2023

★産業廃棄物管理票交付状況報告書の報告時期です！

死亡した家畜の処分を、処理委託契約を締結した業者に依頼した農家の皆様は、「産業廃棄物管理票交付等状況報告書」により1年分の実績を取りまとめて、下記提出先へ令和6年6月末までにご提出ください。

※詳細は、別添 各畜種の「産業廃棄物管理票（マニフェスト）について」をご覧ください。
〈提出先〉

農場所在地	提出先
高崎市の方	高崎市 環境部 産業廃棄物対策課 〒370-8501 高崎市高松町 35-1 TEL：027-321-1325
高崎市以外の市町村の方	西部環境森林事務所 〒370-0805 高崎市台町 4-3 TEL：027-323-5530

★ハエの防除は早めをお願いします

4月以降、暖かい日が続いています。気温と湿度が同時に上昇するこれからの時期は、ハエの発生が多くなります。ハエの大量発生は、家畜にストレスを与えることによる生産性低下や、伝染性疾病媒介の原因になります。また近隣住民に不快感を与え、苦情の原因となる場合もあります。

ハエの生活環はたいへん短く、孵化してから1～2週間で成虫になります。成虫になると5日で産卵を始め、約1カ月の寿命がつきるまでに3～4回、50～150個の卵を産みます。そのため条件が整えば爆発的に増加することになります。生活環での各段階に合った対策が求められます。

【対策】

1 発生源対策

ハエは水分と幼虫の食べ物のある場所に好んで産卵します。このような場所をつくらぬよう、畜舎内の除ふん等清掃をしっかりと行うことと、換気や排水に気をつけて乾燥した状態を保ちましょう。

2 幼虫対策

成虫の発生が比較的少ない時期から、幼虫の発生する場所にIGR剤（脱皮阻害剤）等を使用して、できるだけ幼虫のうちに駆除するようにします。

3 成虫対策

成虫に薬剤を用いる場合には、ハエが薬剤耐性を獲得することを防ぐため、3種類程度の異なる種類の薬剤を交互に用いることが大切です。



★家保手数料の中にはインボイスの対象となるものがあります

昨年10月からインボイス制度が導入されています。

家保手数料（県証紙または現金で納付）の中には消費税の課税対象となっているものがあります。昨年（令和5年10月1日～12月31日）のインボイス対象の方には個別でインボイスの発行希望を確認しましたが、令和6年分（令和6年1月1日～12月31日）のインボイスが必要な方は、12月の家保日より「ステップアップ畜産」で、希望をとりますのでご承知おきください。

具体的なインボイスの課税対象検査は別紙（水色の紙）をご覧ください。

★令和6年定期報告書の提出について

期限内の提出にご協力ありがとうございました。まだ提出されていない方は、**至急提出をお願いします。**

また、報告書に基づく飼養衛生管理の実施状況確認（立入調査）対象の飼養者の方には電話連絡をいたしますので、調査のご協力をお願いいたします。

《注意》

- ・年内に畜舎等の増改築や増頭等を行った場合には再度提出をお願いします。
- ・未報告の場合や飼養衛生管理基準が遵守されていないと判断された場合には、勧告や罰則の対象となり、農場で伝染病が発生した場合に国から支給される手当金が減額または不支給となる場合があります。

★令和6年度西部家畜保健衛生所の新体制について

4月の人事異動により以下の転出・転入がありました。どうぞよろしくお願い致します。

西部家畜保健衛生所 〒370-0074 高崎市下小鳥町233
TEL 027-362-2261 (緊急時 24時間対応) FAX 027-362-2260

★ 畜産業を廃業された方に送付された場合は、お手数ですがご連絡ください。